

23茅市相第25号
平成23年9月1日

松浪地区街づくり委員会
委員長 坂井 修一様

松浪地区自治会連合会
会長 日野 仁様

茅ヶ崎市長 服部 信明



平成23年度松浪地区連合会市民集会開催に関する要望書について（回答）

初秋の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃、市政推進にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成23年8月8日付けでご要望のありました標記の件につきまして、文書回答のご要望を承りました。次のとおり回答します。また質問事項（防災関係）議題1～6、10～17、追加質問1は当日の議題です。

（防災訓練）

7 避難訓練にたいしての行政と市民との理解の隔たりの解消についてまた増設もお願いしたい。

8 避難所運営委員会開設の問題点について

9 避難所開設訓練の実施をお願いしたい

（緑が浜自治会、富士見町自治会）

I 避難訓練

東日本大震災の諸状況を踏まえ、「茅ヶ崎市防災対策強化実行計画」が策定され、進行していることは、承知しており早速の対応に感謝しております。また策定に当たっては、市民の要望等を取り入れていただければと思います。しかし早急に実施して戴きたい事項として、避難訓練の実施があります。従来の防災訓練に、項目としてありますが十分とは言えません。3月11日の経緯等を、検証しますと次の点に大きな問題があると認識しました。

1 行政と市民との理解の乖離

- ① 避難所の開設について、従来の説明との相違
- ② 避難に対する認識の多様性
- ③ 避難所の運営マニュアルの緊急時対応（テント避難）
- ④ 防災倉庫の備蓄品の周知

2 避難所運営委員会

- ① 自主防災組織として、担当者を指定しているが、災害発生時担当者が必ず参加対応できることは考えられない。従って多数の市民が経験しておくことが大切と思慮

される。

② 特に緑が浜小学校の場合は、自治会組織が「浜須賀と松浪」の2自治会連合会の避難場所であり、円滑な運営を図るため、交流を密にする必要があると考える。

3 避難所訓練

① 上記2項を踏まえ「避難所開設運用訓練」を独立して実施するか、現在の防災演習のなかで充実させるかを検討して戴きたい。

② 避難所の開設時の状態の認識を深め、円滑な運営を図ることを目的に、年2回程度、特に高齢者・要援護者等を主体とした避難所(防災倉庫等を含む)見学会の開催を実施したい。

(担当：防災対策課)

(回答)

小・中学校等の避難所は、地域の皆様、学校関係者及び配備職員の連携により開設し、避難所運営委員会を設置することになっておりますが、この認識が十分にご理解されていないことが問題点となっておりますので、今後の地区防災訓練や研修会等で周知し、ご理解をいただけるよう努めてまいります。

基本的には、災害時に自宅とお住まいの方が無事であれば、在宅避難をお願いしておりますが、安全を確認された後、自主防災組織の皆様方や防災リーダーの方々が中心となり、役割分担により避難所と避難所以外の地域の皆様との連携を図っていただきたいと思っております。

避難所をどのように運営するかは、避難所運営委員会が対応することとなりますので、災害の初動期におきましては、地域の皆様方のお力が地域を守る原動力となりますので、よろしく願いいたします。

防災訓練や避難訓練につきましては、これらのことを踏まえ、地域の特色を活かした訓練を行っていただきたいと思っております。地域によりましては、避難所へ直行する方、地域の方々を避難誘導する方、安全確認や安否確認のパトロールを行う方、住民の方々の支援・救援等に携わる方など、役割をあらかじめ決めている自主防災組織もありますので、このような対応を訓練に取り込むことも一つであると思っております。

避難所開設訓練につきましても、自治会館など地域の施設を利用する方法、HUGという避難所運営図上訓練など、様々なやり方があると思われまますので、自主防災組織や防災リーダーが中心となった訓練を行っていただきたいと思っております。実施内容につきましては担当部局よりアドバイス等の支援を行ってまいりますので、御相談いただきたいと思っております。

(その他)

18 危険箇所パトロールの結果、通学路の表示をお願いしたが未だに実現されていません。早急をお願いしたい。(浜竹一丁目自治会)

先日松浪小学校PTAと合同で自治会内の危険箇所調査を行いました。その中で私共の自治会内には学童の通学路についての表示が無いとの指摘がありました。去年も小学生の通学路の四つ角の地面に黄色いペイントを塗って注意を喚起しようとの提案をPTAを通して行いましたが未だ実現されていません。他の地区では電柱などに通学路注意などのプレートが付けられている所もあり必要な表示をお願い致します。

(担当：道路管理課、安全対策課)

(回答)

現地調査いたしましたところ、浜竹一丁目地内の松浪小学校通学路には、通学路電柱巻き標識「文マーク」の設置箇所がご指摘のとおり数少ないことを確認しております。

今後、設置希望箇所を特定していただき、設置について検討してまいりたいと考えております。

また2か所の四つ角に注意喚起の黄色ペイント塗布につきましては、茅ヶ崎警察署と協議を行いましたところ、近接した箇所へのペイントは注意喚起の効果が期待できないとの指示がありました。松浪小学校との協議の中で、2か所のうちどちらを塗装するか選択いただくこととなっており、施工については、その選択の連絡を受け次第実施いたします。

また現在は、注意喚起の色彩について神奈川県警察本部の生活道路における事故対策における交差点明示で、赤褐色（ベンガラ色）となっており、その色を使用いたします。

19 危険性のある空き家対策をおねがいしたい。(浜竹一丁目自治会)

私共自治会内には4軒の空き家があり2軒は家族によって適切に管理されておりますが、他の2軒については放置されており、特に内1軒については屋根の一部も陥没し、家全体を蔦が絡んで冬にはそれが枯れて見た目にも火災の危険性が感じられます。中学生の防災マップでも再三にわたって指摘されております。このような家屋に対して行政の対応はどの様になっているのでしょうか。

(担当：環境保全課、消防指導課)

(回答)

空き家の防火対策については、「茅ヶ崎市火災予防条例」などによって所有者の方々へ空き家への侵入防止措置と共に空き家周囲の可燃物の除去など火災予防のため必要な措置を講じるよう規定されています。

したがって、ご質問の件につきましては雑草の刈り取りと共に枯れ草などの可燃物の除去、更には関係者以外の侵入防止など、所有者に火災予防上必要な措置を講じるよう関係課と共に指導を行ってまいります。

またご相談の放置されている2件のうち、蔦が絡まっている空家については、本年5月20日、近隣より苦情があり、現地調査の結果、空家全体に蔦等の繁茂が認められたため、「きれいなちがさき条例」第8条の規定により土地所有者に対しそれらを除去し土地を適正に管理するよう平成23年6月1日付けで通知しました。その後の現地調査においても改善が見られませんでしたので、再度土地所有者に対し、土地の適正管理についての指導を行ってまいります。

他1軒の空家につきましては、草木の過剰な繁茂は確認できなかったため、管理するものがあるのではないかと判断し、現在指導は行わず推移を見守っている状況であります。

20 辻堂駅西口にトイレの設置をおねがいしたい。また、駅の乗降客の増加が予想されるのでライナーの停車を検討してほしい。辻堂駅西口にトイレの設置をお願いしたい。また、駅の乗下客の増加が予想されるのでライナーの停車を検討してほしい。(浜竹四丁目自治会)

(担当：拠点整備課、都市政策課)

(回答)

西口駅舎につきましては、平成21年度の市民集会でも回答しましたが、当初のJR側の基本的な考え方は、西口を廃止して本屋口に統一するものでした。

しかし西口の存続要望が大きいことから、本市もJR側に働きかけた結果、西口に関しては既存の駅機能を維持した上、自動改札機を1台増設して改良することとなり、本年9月4日に一部供用開始となります。

このような状況のなか、辻堂駅西口のトイレ設置につきましては、JR・藤沢市側と協議を行いました。既存の機能配置から橋上に設置することが出来ませんでした。

また、西口南側につきましても藤沢市と協議を重ねてまいりましたが、形態等を考慮すると西口跨線橋の階段内、あるいは駅周辺に公衆トイレを設置できるような公共用地がないため、トイレの設置が困難であります。

公衆トイレにつきましては、西口北側広場内に21年9月に整備されておりますので、西口南側をご利用されている皆様にはご不便をおかけしますが、西口北側広場のトイレをご利用くださるようよろしくお願いいたします。

また、現在辻堂駅に停車するライナー(湘南ライナー)は、平日に計11本(上り3本、下り8本)ございます。快速アクティーについては、辻堂駅は通過駅となっておりますが、駅周辺は、現在進めている都市再生事業の基盤整備によって活性化が図られることにより、今後乗降客の増加が見込まれます。については、利用者の利便性・速達性を高めるため、快速アクティーの停車については、毎年継続して神奈川県及び関係市町で構成しております「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」を通して、JR東日本や国土交通省に対して要望しているところでございます。

これに対して、JR東日本からは、「快速アクティーは、長距離をご利用されるお客さまの利便性向上や速達サービスを目的として設定しております。快速列車の辻堂駅停車については、需要動向や線区全体の速達サービス等について慎重に検討を行う必要があると考えており、現状では考えておりません。今後、辻堂駅周辺の都市再生事業の状況とご利用のお客さまの大幅な増加を見極めた上で検討して参ります。」との回答がありました。

本市といたしましては、当駅の快速列車の停車要望等も含め、今後も鉄道輸送力の増強及び利便性の向上に向けた輸送計画の改善について、関係市町と連携を図りながら、JR東日本に対しまして要望してまいりますのでご理解をお願いします。

21 航空機防音工事範囲の拡大をお願いしたい。(浜竹四丁目自治会)

(担当：広域事業政策課)

(回答)

国は「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、航空機騒音による障害を防止又は軽減するために行う住宅防音工事の助成を行っております。

住宅防音工事への助成対象区域については、防衛施設庁が算出した値（W 値※1）をもとに防衛施設庁長官（現防衛大臣）が指定しております。平成18年1月17日に厚木基地周辺における住宅防音工事の助成の対象区域が見直されたことにより、茅ヶ崎市域の一部についても助成対象区域となりましたが、助成対象区域外からも騒音に関する苦情をいただいております。

市といたしましては、騒音問題が本市のみが抱える問題ではないことから、県や関係市と連携し厚木基地騒音対策協議会等の活動を通じて、住宅防音工事の助成対象区域の拡大を要望するとともに、航空機に起因する騒音問題の抜本的な解決に向け組んでおります。

※1 W 値 = WECPNL：加重等価継続感覚騒音基準

騒音を音の積み重ねとして考案された単位。夜間の騒音を重視して、音響の強度・頻度・継続時間などの要素を加味して、人の生活に与える影響を評価する航空機の騒音基準。

2 2 浜竹4-1-37溜拵に雨水がたまるので、本管中間に強制排水ポンプの設置をお願いしたい。（浜竹三丁目自治会）

（担当：下水道河川建設課、下水道河川管理課長）

（回答）

当該浜竹四丁目地内の雨水排水につきましては、現在浜竹通りに施工中であります浜竹雨水幹線へ流入する排水区域となっております。

当地区の既設管渠は直径25センチメートルで、豪雨時には流出能力不足で道路冠水等が生じ、ご不便ご迷惑をおかけしております。ご指摘の強制排水ポンプを現状のまま設置してもその能力を発揮する事は難しい状況となっております。

現在、浜竹雨水幹線の整備を進めるとともに、当地区の枝線整備につきましても幹線整備の進捗状況を見定め順次整備をしまいたいと考えております。

また、この様な現状を少しでも軽減できるように、既存管渠の浚渫等を実施してまいります。

2 3 常盤町内紅がら周辺の冠水工事の進捗状況をお聞かせください。（常盤町自治会）

紅がら周辺での道路と民家敷地の冠水の対策は進んでいますか。昨年道路冠水防止策を平成23年度に実行すると言われ、6月の連合会の席上でも市の担当の方より計画通りに実施するとのお言葉でしたので安心してあります。台風シーズンに間に合うように工事をお願いいたします。

（担当：下水道河川建設課）

（回答）

当該道路は、藤沢市との市境道路で中心より東側が藤沢市管理であり、また、南側は県道戸塚茅ヶ崎線となっております。

道路冠水の苦情は、藤沢市にも藤沢市民から届いていると聞いております。当概道路の排水処理のため、流入先である神奈川県と両市において協議を重ね、9月中には最終調整が整う予定であります。

工事については、両市においてそれぞれの管理区分に基づき、本年度、順次作業を行う予定となっております。

まず、神奈川県において、雨水の流入先である既存雨水管の流水断面確保のため管路清掃を9月末までの予定で行った後、茅ヶ崎市で管渠の接続工事を行い、その後、藤沢市が取付管工事を行う予定であります。

24 緑が浜小学校の浸水対策をお願いしたい。(緑が浜自治会、富士見町自治会)

緑が浜小学校の校庭は排水が悪く、少しの降雨でも水が溜まってしまいます。体育館が地下のため、浸水の恐れが大きいため「防水壁」等の対策を早急に対処してほしい。

(担当：教育施設課)

(回答)

近年、地球温暖化等の影響により台風の大型化や短時間に一定の地域に大雨を降らせるゲリラ豪雨の発生等により全国各地で甚大な浸水被害が多発しております。本市におきましても、下水道の排水処理能力を超える大雨が毎年発生し、家屋への浸水や道路冠水等により市内各所で浸水被害が発生しているところであります。

市内にある公立の小・中学校につきましても、近隣住宅への浸水被害や周辺地域に与える影響を最小限に止めるため、学校敷地内に降った雨水は一時的に校庭等に貯留させてから浸透処理を行うことを基本として整備をしております。

以上のことから、緑が浜小学校の校庭につきましても、雨水の貯留を基本としております。また、体育館地下への浸水につきましても、緑が浜小学校の敷地は南側が低い土地となっているため、大雨が降った場合には南側の校庭より学校敷地外に雨水の一部が流れ出るものと考えておりますので、ご心配をいただいております体育館地下への浸水の恐れはございません。

今後につきましても、学校施設及び周辺の浸水状況を把握し、降雨により地域に影響が発生するような場合には、効果的な雨水対策を実施してまいります。

25 公共建築物の安全性の数値を公表してほしい。

公共建築物の安全性

大震災発生時の公共建築物の安全性について、必要としている数値と現状及び対策を公表して戴きたい。(緑が浜自治会、富士見町自治会)

(担当：施設再編整備課)

(回答)

本市の公共建築物の多くは、昭和40年代から50年代の人口急増や行政需要が拡大した時期に整備されており、平成22年1月1日現在、168施設、約800棟延床面積にして約42万5,000㎡を有しています。

施設区分別の延床面積割合につきましても、小学校、中学校が54.4%と大半を占め、次いで医療施設、市民施設、市庁舎等、市営住宅等、スポーツ施設、その

他の施設の順となっているのが現状です。

こうした状況の中、市では、平成20年3月に「公共施設整備・再編計画」を策定し、昭和56年以前の建築基準法（旧耐震基準）に基づき建設された耐震性に課題のある公共施設の再整備や未利用の公有地の利活用を計画的かつ効率的に推進しているところです。

「公共施設整備・再編計画」では、再整備施設の優先順位について Is 値（構造耐震指標）の低い施設から再整備を実施するとともに、併せて施設の利用状況や市民ニーズ等についても考慮することとしています。この Is 値とは、建築物の耐震性能（地震に対する安全性）を示す指標であり、値が大きいほど耐震性能が高くなります。

耐震改修促進法では、一般建築物について必要としている耐震性能は Is 値 0.6 以上です。ただし、官庁施設の総合耐震診断・改修基準の考え方をを用いると応急対策活動の拠点となる小・中学校等の公共施設では、Is 値 0.75（ 0.6×1.25 ）以上を、防災拠点となる市役所や病院等については、Is 値 0.9（ 0.6×1.5 ）以上の耐震性能の確保が必要であるとされています。

なお、阪神・淡路大震災以降、学校校舎棟の耐震性能の確保が全国の自治体で緊急の課題となっていますが、茅ヶ崎市では平成19年度までに市内の小中学校の校舎棟屋内運動場及び公立保育園の耐震改修工事はすべて完了しています。

また、昭和56年以前に建設された耐震性に課題のある公共建築物の必要としている数値と現状及び対策につきましては「公共施設整備・再編計画（改訂版）」（平成23年2月策定）及び同計画の概要版をご覧くださいと思います。

昭和56年以降の新耐震基準に基づき建設された公共建築物につきましては、耐震性能等に課題は無いため、市民の皆様は安全で安心してご利用していただけるよう、引き続き適正な維持管理に努めてまいります。

今後も、医療、福祉、教育分野を始めとする事業や次世代の育成、人づくりに関する事業、都市基盤の整備等についてしっかりと取り組むとともに、次世代の方々にも安全で安心して利用していただけるよう耐震性等に課題のある公共施設の建て替えや統合、耐震改修工事等を着実に進めてまいります。

26 人口減の対策を説明してほしい（緑が浜自治会、富士見町自治会）

人口減と市民税減の関連と対策について、説明して戴きたい。

（担当：企画経営課、産業振興課）

（回答）

「生産年齢人口の減少に伴う給与所得者の減少」及び「高齢者人口の増加に伴う年金所得者の増加」により、個人市民税の減少が予測されます。また、医療費や社会保険料などの社会保障関連経費が増加することで、税控除額が増加し、さらに個人市民税の減少を招くおそれもあります。

そのような状況のもとでは、不断の行政改革を実行することによって歳出抑制を行いつつ、総合計画実施計画事業を十分に精査し、限られた財源のなかで真に必要な事業の選択に努めるとともに、効率的かつ効果的な事業の選択を行ってまいります。

一方、本市経済の発展と雇用機会の拡大等を目的に、「茅ヶ崎市企業等立地等促進条例」を施行し、企業の新たな立地、市内の既存企業の事業拡大や地域に貢献するような取り組みに対する設備投資を行う場合に、事業者に対して3年から5年の税制優遇支援策を実施し、将来の税収確保に努めているところです。

27 汐見台小学校の歩道橋の早期改善をお願いしたい。(緑が浜自治会、富士見町自治会)

上記歩道橋の昇降階段は、周知のとおり学校側を除き「常磐町側」のみで「緑が浜側」にはない。

従って、緑が浜から登校する約300名の児童の登下校は、辻堂～常盤町の道路を横断している。また富士見町等の児童等が海岸へ行く場合等も歩道橋を利用していない。

従来から緑が浜側に昇降階段の設置を、要望しており早急に解決して戴きたい。また緑が浜側に昇降階段が設置できるまでは、交通指導員の配置を継続して戴きたい。

(担当：学務課)

(回答)

交通誘導員の配置につきましては、今年度、汐見台小学校の開校にあたり、学校及び保護者の方の見守り体制が整わないことから、今年度のみの特時的なもので、臨時的に対応したものでございます。今後は、PTA等の組織が立ち上がると聞いておりますので、来年度以降はこうした組織のもと、見守りが図られると考えております。

今後につきましても、警察等関係機関との連携のみならず、家庭・学校・地域の皆様と連携したなかで、児童の安全対策を講じてまいりたいと考えております。

28 小児医療補助を小学6年生まで拡大してほしい。(富士見町自治会)

小児医療証の対象年齢を小学校6年生にまで拡大してほしい。

(担当：子育て支援課)

(回答)

茅ヶ崎市では、小児医療費助成制度の拡充が子どもの健やかな成長や子育て家庭の経済的負担の軽減、ひいては次世代の育成に有効であることから、平成19年度より通院での対象を小学校就学前までに拡大し、平成20年度には3歳児までの所得制限を撤廃いたしました。また、入院につきましては中学校卒業までを対象としております。

平成20年10月から、県は4歳児以上を対象に一部負担金の導入を定めましたが、市では導入当初から、この一部負担金分についての助成を行っており、平成23年度につきましても、厳しい財政状況ではございますが、およそ4億円の予算を確保し、子育て家庭の経済的負担の軽減のため、助成制度の継続に努めているところでございます。

対象年齢の拡大については、ご指摘のとおり、近隣市とのバランスの上でも課題

であることは充分認識しておりますが、子どもたちが健やかに育つよう、本市では限られた財源の中で様々な事業を行っており、小児医療費の対象年齢の拡大を行うことについては、大変厳しい現状がございます。

ご要望のように小学校6年生まで助成を拡大すると、仮に4歳児からの所得制限を維持したとしても、およそ3億6千万円の財源が必要となります。一方で、待機児童解消に向けた保育園の整備事業や、子宮頸がんワクチン接種事業など、緊急的に対応しなければならない事業もいくつかございますので、小児医療費助成事業につきましても、子どもに関連した他の事業との優先度を十分に検討した上で、方向性を定めてまいりたいと考えております。

また、自治体の財政力によって、子どもの成長に関わる医療費助成に差がついてしまうといった現状を改善するため、今後も県に対し一部負担金の撤廃や対象者の拡大・補助率の引き上げなどを要望するとともに、国に対しましては、小児医療助成事業に対する国庫補助制度の創設などを、引きつづき要望してまいりたいと考えております。

29 学童保育所の負担額の軽減をお願いしたい。(富士見町自治会)

学童保育の負担額を軽減して欲しい。

(担当：保育課)

(回答)

国は、平成19年度に学童保育所（以下「児童クラブ」という。）の質の向上を目的として、その設置・運営について、「放課後児童クラブガイドライン」を策定いたしました。

本市では当該「ガイドライン」に沿った児童クラブ事業を目指し、また待機児童を出さないよう対応してきたところです。

児童クラブの運営経費につきましては、国・県の補助金、市からの委託料及び保護者負担による育成料で賄っているところですが、混迷する社会経済情勢、核家族化の進行などにより、児童クラブの需要は近年で急激に増加しており、施設の増設、指導員の増員など、かかる経費はふくらむばかりの状況にあります。限られた財源の中で、より質の高い保育事業を実施するうえでは、利用者の皆様に応分の負担をお願いしているところです。

本市の児童クラブ事業は、地域の協力を得て運営することが効果的であると考え、市民協働事業に位置づけ、保護者の方達が運営に携わる団体に指定管理をお願いしております。

育成料のあり方につきましては、運営の効率化を始め様々な観点から現在指定管理者と話し合っているところですが、家計に与える影響をより低く抑えられるよう対応を協議しておりますのでご理解賜りたくお願いいたします。

なお、児童クラブ利用者のうち、市民税非課税世帯及び被生活保護世帯については育成料全額免除、市民税均等割世帯については育成料半額免除を行う負担軽減措置をとっておりますので申し添えます。

30 防犯灯のLED化推進をしてほしい。(富士見町自治会)

(担当：安全対策課)

(回答)

LED防犯灯につきましては、環境面や経済面での利点が高いことから、平成22年度より防犯灯の新設につきましては、原則、LED防犯灯を設置しております。ただし、LED灯具は、従来の20ワット蛍光灯灯具に比べて単価が高価であるため、設置箇所数が限られてまいりますが、予算の範囲内で、できる限り設置を進めております。

また、修繕によるLED灯具への交換につきましても、予算の範囲内でできる限り進めております。

今後におきましても、灯数を増やさずに明るさを保つことができるよう、LED防犯灯を導入してまいります。

31 市民体操のすすめを提案します(浜竹三丁目自治会)

スポーツ振興基本計画、H23～32年の起草に敬意と大きな期待を抱いております。

様々な提案があることでしょう、楽しみにしております。

まず、スポーツ振興基本計画、起草の事始めより、市民一斉体操を提案します。ラジオ体操が地域・学校・事業所などで、日々、或いは夏休みの行事として行われております。その効果は健康に、コミュニティーに、規律など、皆さん承知のところでは、より体操の良さを市民全般へと広げ、スポーツ振興・健康なまち茅ヶ崎を推し進める。災害広報放送を活用し、朝8：20、昼12：50に体操の音楽を伸びやかに、全市に放送する茅ヶ崎オリジナルの音楽・振り付けも一考です。

活力ある茅ヶ崎へ、一步踏み出すよう、期待しております。

(担当：スポーツ健康課)

(回答)

スポーツは、家族や地域住民のコミュニケーションの促進、地域社会の活性化の機会としてもますます注目されてきております。茅ヶ崎市スポーツ振興基本計画は、一人でも多くの市民が、スポーツに親しみ、健康で豊かな生活を送ることができるよう、いつでも、どこでも、だれもが気軽にスポーツ、健康づくりができる環境の整備に向けた取り組みを示したものとなっております。

ご質問の「市民体操のすすめ」につきましては、現在公民館において開催されております体操教室の回数や場所の検討をして充実させること、またその情報提供を広報紙、ホームページ及び情報誌等により定期的に発信して積極的な参加を促進してまいりたいと考えております。

また「みんなで！ちがさき体操」の普及も含めて健康・体力づくり教室等の企画・開催を進めることにより、市民一人一人の健康・体力づくりの推進を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

32 浜竹通り歩道整備促進を要望します。(浜竹三丁目自治会)

辻堂駅～浜竹2・3・4丁目、松浪1・2丁目の歩道の整備促進を要望します。上記以南からも辻堂駅西口利用者は多勢いることは周知の如くであり、整備必須の状況です。常盤町・浜竹4丁目地内の下水道整備に伴う歩道の整備は、車・人ともに使いよさ・美観の良さが町並みの良さを生み出しており。その延長の整備により町の発展も期待されます。浜竹地区は高齢者も多く、歩き易い歩道の整備促進を待ち望んでおります。

様々な効果・希望を生み出す期待に答えて頂きたく、整備促進を要望します。足もとに季節の花を咲かせ、町を愛する気持ちも湧くでしょう。

(担当：道路管理課、下水道河川建設課)

(回答)

ご要望の浜竹通りの歩道整備計画につきましては、現在下水道河川部にて、浜竹雨水幹線の整備を行っており、富士見町郵便局からオートボックス付近までの区間においては、下水道整備完了に併せバリアフリー化を図った道路整備を順次行ってまいります。尚、辻堂駅藤沢境からオートボックス付近までの間については、平成22年度策定した道路整備プログラムにも示させていただいておりますが、市域全体の計画を見据えた中で、現在事業を進めております。桜道のバリアフリー化が完了した後に実施できるよう検討しておりますので、ご理解願います。

3.3 新湘南バイパスの有効利用を国に提案してほしい。また、テスト期間の結果をお知らせ下さい。(浜竹三丁目自治会)

5月までの無料化はそれなりの効果と今後の運営に大いに参考になるものでした。6月からの通行は元に戻り、1・136号線は渋滞となり、不便と環境への影響を来たしております。バイパス・1・136号線の通行量をバランス良く使い良い道路として、市民・国民、事業者に貢献出来る様、国への提案が望まれます。通過地を受け持つ市としての役割です。従来のバイパス通行料が高すぎて、折角のバイパスが生かされていませんでした。通行車両は、10%台に低迷していました。費用対効果を十分に発揮したいものです。

通行料・通行車量のバランス点を見出し、実行することが大切と考えます。バイパスを生かし、3号線を有効使用することは、第2国道1号線の建設の市・国費の無駄を無くし市街地通過による騒音・廃棄有害ガスを増やさないことに繋がります。

市・国の未来のために、堅実な提案と果敢な実行を来たいしております。

(担当：広域事業政策課)

(回答)

国土交通省による高速道路無料化社会実験につきましては、平成22年6月28日より開始され、茅ヶ崎市域においては国道1号のバイパスである新湘南バイパスが対象となりました。

国土交通省より発表されております無料化社会実験での新湘南バイパスの交通量は約2倍に増加し、並行して走る国道1号は約2割減少いたしました。

また、同じく並行して走る市道におきましても交通量は1～2割減少し、交通事

故発生件数も無料化社会実験前に比べ減少するなど地域の安全性は大きく向上し、多大な効果がありました。

その一方で、新湘南バイパスの交通量が増えたことにより、インターチェンジ周辺の一般道との合流部や交差点部において渋滞が発生するとともに沿線住民から交通騒音に関する苦情が多く寄せられるなど高速道路無料化社会実験による交通量の増加に対応しきれていない現状も顕著となっております。

今年度は東日本大震災復興財源確保のため、6月20日以降、高速道路無料化社会実験は一時凍結となり、さらに8月9日の民主・自民・公明3党において「高速道路無料化は2012年度予算概算要求に計上しない」と合意されましたが、社会実験における高速道路や一般道路の渋滞等の変化や地域経済への効果等の測定結果を踏まえ、新湘南バイパス無料化の本格実施を行うなど、道路網を最大限利活用できるような料金体系の構築を関係機関へ要望するとともに、高速道路無料化に伴い発生する交通騒音被害や渋滞等への対応につきましても、併せて要望しております。

3.4 辻堂駅西口海側の自転車駐輪対策をお願いしたい。(浜竹三丁目自治会)

A 現状

- 1 休日は管理者不在にて放任・放置状態。
- 2 市・公営駐輪場が無く不便と、市営駐輪場への誘導(利益誘導)を憚っている。
 - 放任のため自主的駐輪に向かわず、放置となる—
 - 管理人がいなければ悪事を働く不誠実さを助長している、教育・人道も良くない—
 - 休日は小・中・高生などと、外出など平日と違った利用に向けての対応を求められる—
- 3 歩道・車道、人・車への危険と、歩行者・近隣に迷惑をかけ、美観を損なっている。
 - 茅ヶ崎市は自転車事故、県下2位、去年は2倍増であり、あらゆる対策が必要だ—

B 対策

- 1、市・公営駐輪場の設置が最重要、辻堂駅などの再開発の機会に設置計画が重要。
 - 市・私営併存が、有効な機能を発揮する—
- 4 休日の管理者設置が重要、手抜きを改める。
 - 輪番勤務など、市民の立場から仕事をする、原点を見直す—

(担当：安全対策課、拠点整備課)

(回答)

初めに、辻堂駅周辺の放置自転車等の防止啓発指導につきましては、ご指摘のとおり、現在、休日は実施しておりません。休日になると無秩序な駐車が目立ち、まちの美観を損ねているとのことですので、今後、辻堂駅西口海側地域の休日の防止啓発指導についても検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

次に、自転車に関係する事故の割合につきましては、茅ヶ崎市内の全人身事故に対する自転車に関係する事故の割合は、県下2位と高い割合で推移し、大変、憂慮すべき状況にあり、平成22年度も、自転車事故多発地域に指定されております。

市といたしましては、1件でも自転車事故を減らすため、平成22年度は既に無灯火や傘さし運転、携帯電話をしながらの運転、運転中のヘッドホン・イヤホンなどの違法運転者に対し、市内自転車駐車場や駐車場付近の交差点におきまして、警察官とともに街頭指導を強化してまいりました。今後につきましても、茅ヶ崎警察署交通課の協力を得ながら積極的に街頭指導を実施してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、自転車駐車場の建設につきましては、平成16年に策定されました「ちがさき自転車プラン」によりますと、辻堂駅周辺の整備目標は4,800台であるところ、現在の収容台数は、市営・民営を合わせて約3,800台となっており、約1,000台不足していると考えられております。

ご指摘の地域は、市営自転車駐車場を建設するための用地の確保が難しい状況と考えておりますが、現在、民営駐車場は8箇所あり、これらの自転車駐車場の建て替えや増設の際には、一定の条件を満たせば、活用できる自転車駐車場整備にかかる補助金制度で、民営駐車場の建設促進を図ってまいりたいと考えております。

35 松浪2-7-25及び2-7-26の大雨時の道路の溢水解消をお願いしたい。 (松浪二丁目自治会)

松浪2-7-25及び2-7-26は、行き止まり道路を挟んで十数世帯の住宅があります。その道路の水はけが悪く、大雨のたびに道路が冠水し、松浪中学校西側の通りに出にくくなり、不便をきたしております。深いところでは膝まで(約30センチ)来ることがあり、困っています。何度か市当局へ改善のお願いをしておりますが、依然として解消しておりません。できるだけ早い対策により溢水解消をお願いいたします。

(担当：道路管理課、下水道河川建設課)

(回答)

当該松浪地区の雨水排水につきましては、現在浜竹通りにて施工中の浜竹雨水幹線に流入する事となります。今後この工事の進捗状況を見定めながら、枝線整備を順次進めて行く予定です。

ご要望の箇所については、現地調査を行った結果、私道の雨水排水構造物に一部未整備箇所があり、改修する必要があります。尚、当該地は私道であることから、工事費用については自費施工にて行うこととなり、工事等の相談にて対応したいと考えております。

また浸水対策の一環としては、市内全域で宅地内に降った雨は敷地内浸透していただくようお願いをしており、建物新築時には指導検査も行っておりますが、時間の経過と共に浸透施設が劣化していくこともありますのでご確認いただければと考えております。

さらに雨水の流出抑制を促進し、雨水を一時貯留する雨水貯留タンクの設置については、補助金を交付しておりますので、各ご家庭に設置する事で浸水状況の軽減の一助としてご活用いただければと願っております。

追加質問 2 常盤町内水路上の道は、消防自動車が入れないが火が発生したときの対応はどうなるのかお聞きしたい。

(担当：警防課)

(回答)

ご質問の地域は、常盤町内水路全長の中心を基準に、半径120mの円の中に消防水利として、消火栓が7基と40tの防火水槽が1基設置されており、国の示す消防水利の基準を満たしており、これらの消防水利を最大限に活用して消火活動を行ってまいります。

常盤町水路上の道には消防自動車が進入することができませんが、近くの消火栓などに消防自動車が順次到着し、出火建物を包囲する態勢で隊員が水路敷などを利用して消防用ホースを延長して消火活動を行ってまいります。

(事務担当 市民相談課市民相談担当)

受付No.421